

写

23消安第6020号

平成24年3月2日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

口蹄疫に関する防疫対策の強化について

口蹄疫に係る防疫対策については、我が国の近隣諸国における口蹄疫の発生を受け、その都度、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第52条の2第2項及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第2の1の（1）の規定に基づき、通知を発出し、畜産関係者等への注意喚起及び飼養衛生管理基準の遵守の徹底等を御指導いただいております。

近隣諸国における口蹄疫の発生状況については、台湾や中国において本年も引き続き発生が認められています（台湾の直近の発生は2月8日、中国の直近の発生は2月21日）。また、韓国においては、全土の牛、豚等に対しワクチン接種が実施されており、ワクチンは感染を完全に防ぐことが難しいことから、我が国の周辺状況に鑑みると、口蹄疫ウイルスの侵入リスクは依然高い状況であると考えられます。

一方、我が国においては、これまで春期（平成12年3月及び平成22年4月）に初発事例が確認されており、今後、一層口蹄疫に対する危機意識を高める必要があります。

各都道府県におかれては、防疫指針により口蹄疫の防疫対策を進められ、また、本年1月30日から2月3日までの間には、口蹄疫に関する防疫演習も実施されましたが、今回の防疫演習の結果に基づき、防疫上の課題や問題点の解析を進めるとともに、問題点については、その早急な改善が必要です。

つきましては、春期を迎えるに際し、我が国における口蹄疫の発生を未然に防ぐため、特に下記の事項に留意の上、口蹄疫の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期するようお願いいたします。

記

- 1 牛及び豚等の飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について
家畜防疫員は、牛及び豚の大規模所有者（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の2第8号に規定する大規模所有者をいう。）の農場（1

家畜保健衛生所当たり畜種ごとに30以上の農場（農場数が30未満の畜種にあつては、当該畜種の全ての農場）とする。）及び都道府県が必要と考える牛及び豚以外の家畜（水牛、鹿、めん羊、山羊及びいのしし）の飼養農場（農場数は任意とする。）に立ち入り、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。また、指導の実施状況について、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に様式1により報告すること。（詳細な確認及び報告の方法は、別紙1のとおりとする。）

なお、本立入検査をもって口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第2の2の（2）の①の立入検査に代えることができるが、本立入検査の対象以外の農場についても、引き続き、各都道府県ごとに計画的に立入検査を進めること。

2 口蹄疫に関する研修会の開催等について

牛及び豚等の所有者、市町村、関係機関、関係団体及び畜産関連業者に加え、可能な限り、中国、台湾、韓国等の口蹄疫発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設を対象に、口蹄疫に関する研修会（講習会その他これに類するものを含む。以下同じ。）を開催し、近隣諸国における口蹄疫の発生状況に関する情報を提供するとともに、これまで農林水産省が発出した通知、飼養衛生管理基準のパンフレット、「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル」（平成23年10月1日付け23消安第3463号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等を活用し、これらの者の口蹄疫の防疫及び飼養衛生管理基準の遵守に係る意識の向上を図り、農場等における消毒を徹底するよう指導すること。この際、上記1の各農場の飼養衛生管理の確認が済んでいる場合は、その結果を踏まえた指導を行うほか、優良事例があれば、それについても紹介し、地域の飼養衛生管理に関する意識の向上を図ること。

また、本研修会の開催状況及び予定については、様式2により平成24年6月29日（金）までに動物衛生課担当者宛て（kokunai_boeki@nm.maff.go.jp）に電子メールにより提出すること。

3 早期通報の再徹底について

家畜の所有者や獣医師等に対して、家伝法第13条の2第1項の症状の具体的な内容について周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に通報するよう改めて指導を徹底すること。

4 的確な初動対応の徹底及び連携体制の再確認について

都道府県が家畜の所有者や獣医師等から上記3の通報を受けた場合には、遅滞な

く、防疫指針第3の規定に基づく対応を的確に行うよう徹底すること。また、万一の口蹄疫の発生時に備え、防疫指針第2の2の(9)の規定に基づく市町村、関係機関及び関係団体との連携体制の整備について改めて確認すること。

5 口蹄疫に関する情報の共有について

農林水産省から提供された口蹄疫に関する種々の情報については、必要に応じ、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫対応等に有用と考えられるものとして動物衛生課が指定した情報については、確実かつ迅速に家畜の所有者、市町村、関係機関及び関係団体等に周知すること。

牛及び豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び報告並びに指導の徹底について

1 目的

牛及び豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、報告するとともに、適切な飼養管理を指導することにより、口蹄疫等家畜の伝染性疾病の発生の予防に万全を期する。

2 対象農場

牛及び豚の大規模所有者の農場（1家畜保健衛生所当たり畜種ごとに30以上の農場（農場数が30未満の畜種にあつては、当該畜種の全ての農場）とする。）及び都道府県が必要と考える牛及び豚以外の家畜（水牛、鹿、めん羊、山羊及びいのしし）の飼養農場（農場数は任意とする。）を対象とする。

なお、農場の選定については、これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があつた農場等を優先とすること。

また、平成23年12月1日以降に既に飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行っており、その結果、指導不要又は改善済みである場合には、当該確認の結果の報告をもって、これに代えることができるが、可能な限り未確認の農場を訪問し、確認すること。

3 確認の方法

別添の飼養衛生管理基準チェックシートを活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、指導の徹底を図ること。なお、複数名による確認が必要な場合には、そのうちの少なくとも1名は家畜防疫員とし、残りの者は家畜防疫員が適当と認める者（都道府県及び市町村の畜産関係職員、家畜共済の獣医師等）として差し支えない。また、飼養衛生管理に関する指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。

なお、本立入検査をもって、防疫指針第2の2の（2）の①の立入検査とみなすことができる。

4 報告の方法

様式2による飼養衛生管理状況の確認結果報告書を作成し、動物衛生課担当者宛て（kokunai_boeki@nm.maff.go.jp）に電子メールにより提出すること。

5 報告の期限

平成24年6月29日（金）

6 その他

- (1) 上記4により提出された飼養衛生管理状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表する。
- (2) 指導及び助言に対する改善が認められない農場に対しては、家伝法第12条の5の規定による指導及び助言（既に同条の規定による指導及び助言を行っている場合には、家伝法第12条の6第1項の規定による勧告）等を検討すること。

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

(都道府県名)

(単位:戸)

	農場数 (①+②+③)	①何らかの指導を行った農場数(※1)		②指導が 不要だった農場 数	③今回の報告対 象外の農場数 (※2)	④改善指導の内容 具体的な指導の内容及び戸数を列挙して下さい。改善済みの項目は○、改善 指導中の項目は●など、分かるように記載して下さい。	⑤今回の報告対象外の農場の調査実施時期 巡回指導の予定時期を記載してください。
		うち、改善済	うち、改善指導中				
牛 (成牛)	200頭以上						
	200頭未満						
牛 (育成牛)	3,000頭以上						
	3,000頭未満						
豚	3,000頭以上						
	3,000頭未満						
水牛							
鹿							
めん羊							
山羊							
いのしし							
計	0	0	0	0	0		

(注意)
・昨年12月1日以降、別添チェックシートによりその遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用することは可能。

口蹄疫に関する研修会の開催状況

都道府県名:

1. これまでの開催状況

開催年月日	参加者(機関・団体名等)	内容

※ 平成23年度以降の実績を記載すること。

2. 今後の開催予定

開催予定年月日	参加予定者(機関・団体名等)	内容